

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び
会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 12 月 27 日

ポラリス・ホールディングス株式会社
株式会社ミナシア

2024年12月27日

東京都千代田区岩本町一丁目12番3号
ポラリス・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 辻川 高寛

東京都千代田区神田小川町一丁目2番地
株式会社ミナシア
代表取締役社長 下嶋 一義

株式交換に係る事後開示事項

ポラリス・ホールディングス株式会社（以下「ポラリス・ホールディングス」といいます。）及び株式会社ミナシア（以下「ミナシア」といいます。）は、2024年10月15日付で両社間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年12月27日を効力発生日として、ポラリス・ホールディングスを株式交換完全親会社とし、ミナシアを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2024年12月27日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

- (1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行ったミナシアの株主はおりませんでした。

- (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

ミナシアは、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2024 年 11 月 25 日付で、ミナシアの株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社であるポラリス・ホールディングスの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定により株式買取請求を行ったミナシアの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

ミナシアは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行ったポラリス・ホールディングスの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

ポラリス・ホールディングスは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2024 年 11 月 22 日付で、ポラリス・ホールディングスの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるミナシアの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしましたが、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行ったポラリス・ホールディングスの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

ポラリス・ホールディングスは、2024 年 11 月 22 日付で、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づいて官報による公告を行い、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて電子公告による公告を行いましたが、異議申述期限までに、会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりポラリス・ホールディングスに移転したミナシアの株式の数は 1,090,934,967 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) ポラリス・ホールディングスは、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2024 年 12 月 12 日開催の臨時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けております。
- (2) ミナシアは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 12 月 12 日付の臨時株主総会決議により、本株式交換契約の承認を受けております。
- (3) ポラリス・ホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換によりポラリス・ホールディングスがミナシアの発行済株式（但し、ポラリス・ホールディングスが保有するミナシアの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるミナシアの株主（但し、ポラリス・ホールディングスを除きます。）に対して、その保有するミナシアの普通株式 1 株につきポラリス・ホールディングスの普通株式 0.097 株の割合をもって、ポラリス・ホールディングスの普通株式を割当交付し、金 1,090,934,967 分の 5,000,000,000 円の割合をもって、金銭を割当交付しました。なお、ポラリス・ホールディングスが割当交付した普通株式の数及び金銭の合計は、それぞれ、105,820,691 株、50 億円です。
- (4) 本株式交換により増加したポラリス・ホールディングスの資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりです。

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| ①資本金 | 0 円 |
| ②資本準備金 | 会社計算規則第 39 条に従いポラリス・ホールディングスが別途定める額 |
| ③利益準備金 | 0 円 |

以上